

児童手当・乳幼児医療費助成制度・児童育成手当についてのお知らせ

お問い合わせは町田市コールセンター ☎724・5656へ

次の制度は5月1日から新年度の申請を受け付けています。

5月1日からは新年度の請求となります。新年度の資格は、平成19年度(18年中)の所得で審査します。前年度所得超過等で対象とならなかった方やまだ請求していない方等対象と思われる方は、請求下さい。所得限度額は下表のとおりです(前年度と同額です)。すでに町田市で支給・助成を受けている方は、手続きの必要はありません。

児童手当

児童手当は小学校修了前の児童を養育し、かつ所得が一定の限度額未満の方に支給されます。手当は請求した月の翌月から支給対象となります。

乳幼児医療費助成制度

町田市に住所のある小学校就学前の乳幼児を養育している保護者

請求に必要なもの 請求者の振込先が分かるもの(郵便局以外) 厚生年金等加入者は請求者(保護者)の健康保険証 健康保険証で厚生年金等への加入状況が確認できない方は、年金加入証明書も必要となります。

児童育成手当

児童育成手当は次の要件に該当する方で所得が一定の限度額未満の方に支給されます。手当は請求した月の翌月から支給対象となります。

要件 父または母が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁、婚姻によらない出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する、平成元年4月2日以降に生まれた児童を養育している方

請求に必要なもの 請求者の振込先が分かるもの(郵便局以外) 戸籍謄本(請求者及び児童のもの)

町田市総合水防演習を実施します



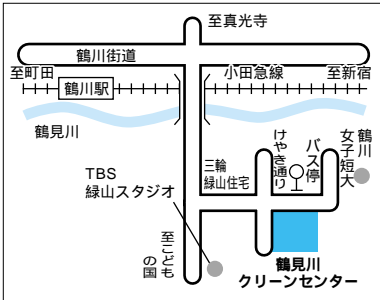
5月20日午前9時30分から、鶴見川クリーンセンター(三輪緑山1丁目1番)で、町田市・町田消防署・町田市消防団など約300人が参加し、町田市総合水防演習を実施します。

この演習は、台風や集中豪雨等による大雨により浸水や崖崩れの被害が発生したことを想定して、水防体制の万全を期するために実施するものです。

都市型水害の対応工法をはじめ8種類の水防工法を実施し、本番さながらの演習を実施します。

また、各地での水害の記録や、ご家庭でできる水防対策等の展示もありますので、ぜひ見学においで下さい。

交通 小田急線鶴川駅から緑山循環行きバスで「けやき通り」下車徒歩5分または、鶴川女子短大行きバスで終点「鶴川女子短大」下車、徒歩3分 駐車場もあります。 問 防災課 ☎724・2107



平成19年度(18年中)・平成18年度(17年中) 所得限度額表(単位:円)

税法上の扶養人数	児童手当・乳幼児医療費助成		児童育成手当
	国民年金加入または年金未加入	厚生年金等加入	
0人	4,680,000	5,400,000	3,684,000
1人	5,060,000	5,780,000	4,064,000
2人	5,440,000	6,160,000	4,444,000
3人	5,820,000	6,540,000	4,824,000
4人	6,200,000	6,920,000	5,204,000

1人増えるごとに380,000円加算

扶養人数とは平成17年中または平成18年中の税法上の扶養人数です。上記の所得限度額表は、既に一律控除額8万円を加算して表示しています。所得(給与所得者は給与所得控除後の額)から控除額一覧表のものを控除して所得を確認して下さい。

控除額一覧表(単位:円)

各種控除	児童手当・乳幼児医療	児童育成手当
雑損・医療費控除	相当額	相当額
小規模企業共済掛金控除	相当額	相当額
配偶者特別控除	-	相当額
特定扶養(1人につき)控除	-	250,000
老人扶養(1人につき)控除	60,000	100,000
老人控除対象配偶者控除	60,000	100,000
障害者控除	その他	270,000
	特別	400,000
寡婦(夫)控除	270,000	270,000
特定寡婦控除	350,000	350,000
勤労学生控除	270,000	270,000

平成19年度 市民税・都民税のお知らせ

特別徴収税額の通知書(給与から天引きの方)は5月11日に勤務先に発送します。普通徴収納税通知書(個人で納付の方)は6月1日に発送します。第1期の納付期限は7月2日です。

市・都民税の税率が10%になり、定率減税が廃止されました

従来の市・都民税の税率は所得額に応じて5%、10%、13%と定められていましたが、平成19年度の市・都民税は国から地方へ税源移譲が行われたため、所得税の税率が見直されるとともに、市・都民税の税率が一律10%(市民税6%、都民税4%)に変更となりました。

平成19年度市・都民税課税(非課税)証明書の発行

特別徴収により課税されている方は、5月11日から(ただし、普通徴収と併せて課税されている方は、6月1日から)、普通徴収により課税されている方は6月1日から、次の場所で発行します。

発行場所 市役所本庁舎6階市民税課、南なるせ駅前、鶴川、忠生、小山、堺の各市民センター及び木曾山崎センター(以上、土・日曜日、祝日とその振替休日を除く)、市民課駅前連絡所(月・火曜日、祝日とその振替休日を除く) 発行手数料 1通につき300円

町田に静かな空を返せ

NLP(5月8日~11日)の中止等を要請

集中的に行われる訓練飛行が新たな問題になっています。日ごろ、騒音に悩まされている市民の皆さんの声をお伝えし、騒音の解消及び事前の情報提供についても、合わせて強く申し入れを行いました。

市では、機会があることに、米軍及び日本政府に対して要請を行っているところですが、今後も引き続き、東京都、神奈川県や周辺各市とともに、航空機騒音の防止対策等について粘り強く要請してまいります。

【問い合わせ先】航空機騒音に対する意見・苦情については左記の連絡先をお願いします。

内容	機関名	連絡先
騒音全般について	米海軍厚木航空施設渉外部	0467・78・2664
	東京防衛施設局広報官	048・600・1804
	東京防衛施設局横田防衛施設事務所	042・551・6721
安保や米軍基地について	外務省北米局日米地位協定室	03・3580・3311(代)
住宅防音工事について	東京防衛施設局施設対策第三課	0120・048・610(フリーダイヤル)

町田市コールセンター ☎724・5656、企画調整課 ☎724・2103